

墨田区のお知らせ2014.1.21

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、
墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、
区および区職員との協働・協治を表すものです。

発行：墨田区（税務課税務係） ☎5608－6008 〒130－8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

税の特集号

☎ http://www.city.sumida.lg.jp/

申告はお早めに
特別区民税・都民税の
申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税、贈与税、個人事業税が3月17日（月）、個人事業者の消費税・地方消費税が3月31日(月)です。

3月になると受付窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。また、申告書は郵送でも受け付けています。申告書の書き方が分からないなど、ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へお気軽にお問い合わせください。



昨年秋に行った「税理士による税の無料相談会」の様子

特別区民税・都民税の申告

【とき・ところ】表1のとおり
【申告が必要な方】▶平成26年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業、不動産、公的年金、配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方 ▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方 *所得税の確定申告をする方は、特別区民税・都民税の申告の必

要はありません。 ▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

【特別区民税・都民税の申告に必要なもの】

▶申告書等 ▶印鑑 ▶収入（源泉徴収票等）や経費の明細書 ▶控除を受けるための書類（医療費の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等） *所得税の確定申告を行う場合も同様です。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

【とき・ところ】表1のとおり
【申告が必要な方】2面を参照
■年金所得者の確定申告不要制度
公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。なお、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、申告書を提出する必要があります。また、所得税の確定申告が

必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合もあります。

個人事業税の申告

【とき・ところ】表1のとおり
【申告が必要な方】個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が事業主控除額290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）を超える方 *事業廃止の場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告の必要はありません。

■申告期間・場所(表1)

税の種別	とき(申告期間)	ところ(申告場所)
特別区民税・都民税	2月4日(火)～3月17日(月) 午前8時半～午後5時	区役所会議室21（2階） *特別区民税・都民税申告書の発送は、2月3日を予定しています。
	3月11日(火)～17日(月) 午前8時半～午後5時 *正午～午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶東向島出張所(東向島2-38-7) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-14-4) *本所・向島税務署では実施しません。
所得税	2月17日(月)～3月17日(月) 午前8時半～ *提出は午後5時まで	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14) *2月23日(日)、3月2日(日)に限り、東京国税局会場（千代田区大手町1-3-3・大手町合同庁舎3号館）で確定申告書の受け付けと作成のアドバイスを行います。 【受付】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～午後5時 (本所・向島税務署では執務を行っていません。)
贈与税	2月3日(月)～3月17日(月) 午前8時半～ *提出は午後5時まで	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14) *2月23日(日)、3月2日(日)に限り、東京国税局会場（千代田区大手町1-3-3・大手町合同庁舎3号館）で確定申告書の受け付けと作成のアドバイスを行います。
個人事業者の消費税	3月31日(月)までの 午前8時半～ *提出は午後5時まで	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14) *2月23日(日)、3月2日(日)に限り、東京国税局会場（千代田区大手町1-3-3・大手町合同庁舎3号館）で確定申告書の受け付けと作成のアドバイスを行います。
個人事業税	3月17日(月)までの 午前8時半～午後5時	▶台東区税務所(台東区雷門1-6-1) ▶墨田区税務所(業平1-7-4)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

②区役所、各出張所では、給与・年金所得のみの方で住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。

税理士による無料申告相談会

■小規模納税者などのための相談会

とき	ところ
1月27日(月)～29日(水)、2月3日(月)～7日(金) 午前9時半～午後4時	本所税務署(業平1-7-2)
2月4日(火)～7日(金) 午前9時半～午後4時	曳舟文化センター(京島1-38-11)
2月12日(水)・13日(木) 午前9時半～午後4時	すみだ中小企業センター(文花1-19-1)
2月4日(火)～6日(木)に、みどりコミュニティセンターで開催予定の相談会は、東京都知事選挙の期日前投票所となるため、中止となりました。	

③当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

④いずれも正午～午後1時を除きます。

⑤譲渡所得(土地、建物、株式などの譲渡)について相談する場合や、相談内容が複雑な場合は、管轄の税務署へご相談ください。

⑥申告書の提出も受け付けます。

⑦税務書類の作成依頼や税務相談は、税理士にご依頼ください。

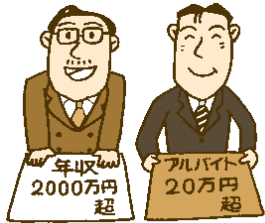
所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

所得税

確定申告をしなければならない方



- ▶ 事業、不動産、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶ 給与を2か所以上からもらっている方 など



確定申告をすると所得税が還付される方 (源泉徴収税額のある方)



- ▶ 給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済の場合を除く)などを受けられる方
- ▶ 年の途中で退職した後、再就職しなかった方(年末調整をしていない場合) など

贈与税



- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、財産の価格の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても申告書の提出は必要) など



消費税・地方消費税(個人事業者)



- ▶ 平成23年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
- ▶ 23年分の課税売上高が1000万円以下で、24年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」の提出を済ませている事業者
- ▶ 特定期間(24年1月1日～6月30日)における課税売上高(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による判定も可)が1000万円を超える事業者 など

国税の申告から納税までの流れ

申告書の作成



申告書の作成は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』をご利用になると便利です。

確定申告

検索 クリック!

画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算され、所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告書等が作成できます。

作成が終わったら



印刷して提出

作成した申告書を税務署へ提出します。郵送で提出することもできます。なお、添付書類の提出は省略できません。

インターネットで送信! イータックス [e-Tax]

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略できます。

申告が終わったら

■還付

ご指定の金融機関への振込み、または郵便局窓口での受け取りとなります。なお、e-Taxで申告された還付申告は、3週間程度で還付できるよう、早期処理を行っています。

■納税

▶ 振替納税

申告所得税と個人事業者の消費税・地方消費税について利用できます。指定口座からの自動引き落としとなります。

▶ 電子納税(e-Tax)

全税目についてダイレクト納付または、インターネットバンキングによる納付ができます。

▶ 現金納付

現金に納付書を添えて金融機関または税務署の窓口で納付します。

④ 申告書の提出後に税務署から納付書や納税通知書等をお送りすることはありません。

確定申告についての調べ方

■国税庁ホームページを利用する

国税庁

検索 クリック!

▶ タックスアンサー

よくあるご質問に対する回答を掲載しています。インターネット・携帯電話から24時間ご利用になります。



■電話相談センターを利用する

最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「0」番を選択します。

▶ 電話相談センター

一般的な税に関する相談は、税理士または税務相談官がお答えします。



税務署からのお知らせ

■申告書作成会場

本所・向島税務署では、所得税・復興特別所得税、贈与税、個人消費税の確定申告書作成会場を次のとおり開設します。

【期間】 2月10日(月)～3月17日(月)
*土・日曜日、祝日を除く

【受付】 午前8時半～ *提出は午後5時まで

【相談】 午前9時15分～午後5時

■申告はお早めに!

確定申告書作成のために来署される場合は、左記期間にお越しください。

3月に入ると税務署は大変混み合います。特に会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、申告書の早期提出にご協力ください。

よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得のある方の税金

Q1 専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1 収入100万円以下であれば、特別区民税・都民税(以下「住民税」といいます。)、所得税ともにかかりません。収入100万円超から103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税はかかります(表2参照)。
夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはまれば配偶者控除または配偶者

特別控除を受けられます。
配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額(所得税は38万円、住民税は33万円)が控除されます。配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超から141万円未満の場合に、その収入に応じ、一定の金額が控除されます(表2参照)。ただし、夫の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。また、公的年金等収入の場合の課税・扶養の関係については、表3をご覧ください。

■パートの給与収入と課税・扶養の関係(表2)

パート給与収入金額	本人の税金		配偶者控除		配偶者特別控除額 (単位：万円)	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
100万円まで	課税されない		対象になる		0	
100万円超 103万円未満						
103万円						
103万円超 105万円未満	課税される		対象にならない		33	38
105万円以上 110万円未満					33	36
110万円以上 115万円未満					31	31
115万円以上 120万円未満					26	26
120万円以上 125万円未満					21	21
125万円以上 130万円未満					16	16
130万円以上 135万円未満					11	11
135万円以上 140万円未満					6	6
140万円以上 141万円未満					3	3
141万円以上					0	0

■公的年金等収入と課税・扶養の関係(表3)

	公的年金等収入金額	本人の税金		扶養控除	
		住民税	所得税	住民税	所得税
65歳未満（昭和24年1月2日以後に生まれた方）	105万円以下	課税されない		対象になる	
	105万円超 108万円以下				
	108万円超	課税される		対象にならない	
65歳以上（昭和24年1月1日以前に生まれた方）	155万円以下	課税されない		対象になる	
	155万円超 158万円以下				
	158万円超	課税される		対象にならない	

①公的年金等収入は雑所得に区分されます。

■軽自動車税・自動車税の登録・廃車の手続場所(表4)

	車種	ところ
軽自動車税	原動機付自転車 ミニカー 小型特殊自動車（フォークリフト等）	税務課税務係(区役所2階) ☎5608－6134
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所 (足立区入谷8－10－8) ☎3897－5675
	軽二輪自動車 二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所 (足立区南花畑5－12－1) テレホンサービス ☎050－5540－2031
自動車税	上記以外の自動車 (大型特殊自動車を除く)	

②自動車税（軽自動車税を除く）の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター ☎3525－4066または自動車税テレホンサービス ☎5985－7815にお問い合わせください。

Q2 医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A2 医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師に支払う診療費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。また、通院にかかる交通費も控除の対象となります。
ただし、美容目的の歯科矯正費

や健康診断(例外あり)・予防接種の費用、自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車料金などは対象となりません。

なお、生命保険契約や健康保険から支給される入院給付金、出産育児一時金、療養費などは、医療費として支払った金額から差し引くこととなります。

Q3 アルバイト先の給与収入に対する住民税は、どのように納めればよいのですか。

A3 年末調整を受けている給与以外のアルバイト収入に対する住民税の納付方法は、ご自身で選択することができます。確定申告書の「住民税に関する事項」の「給与・公的年金等に係る所得以外（平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄で給

与から差引きを選択、または特別区民税・都民税申告書の「給与・公的年金等に係る所得以外（平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の徴収方法」欄で特別徴収を選択した場合は、アルバイト分を含めた住民税の全額が給与から差し引かれます。また、普通徴収を選択した場合は、特別徴収分以外の住民税の差額をご本人に通知しますので、ご自身で納めていただきます。

自動車税と軽自動車税

Q4 自動車税と軽自動車税とは、どのような場合にかってくるのですか。

A4 自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。

自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。
また、軽自動車税は月割の制度がないため、平成26年4月1日までに廃車手続をしないと、26年度分の税金が1年分課税されます。

Q5 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

A5 ▶新規登録＝販売証明書、印鑑 ▶譲渡＝廃車確認書、譲渡証明書、印鑑 ▶転入＝廃車確認書、印鑑（転入前の自治体で廃車手続をしていない場合は、ナン

バープレート、標識交付証明書、印鑑） ＊登録者が法人名義の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要です。 ▶廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 ＊手続場所については、表4をご覧ください。

平成25年分から適用される所得税の主な改正点

■復興特別所得税の創設 ▶平成25年分から49年分までの間、復興特別所得税（原則として各年分の所得税の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされました。 ▶所得税の源泉徴収における復興特別所得税は、25年1月から徴収されています。 ▶予定納税額は、所得税の額に復興特別所得税の額（原則として前年分の確定申告における所得税額の2.1%）を含めて計算することとなっています。

■国外財産調書の提出 25年12月31日において、価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する方は、26年3月17日（月）までに「国外財産調書」を提出することとされました。

■給与所得控除の改正 その年中の給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。詳しくは、4面をご覧ください。

不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

平成26年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)の主な改正点

均等割の税率の引上げ

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行を受け、平成26年度から35年度までの間、特別区民税・都民税の均等割額がそれぞれ500円引き上げられます。

■均等割の税率の特例の概要

	平成25年度まで	平成26年度～35年度
特別区民税均等割額(年額)	3000円	3500円
都民税均等割額(年額)	1000円	1500円
均等割額の合計	4000円	5000円

延滞金・還付加算金の利率の引下げ

近年の低金利の状況を勘案し、国税における延滞税等の利率が引き下げられたことから、地方税においても延滞金・還付加算金の利率を引き下げる改正が行われました。

■延滞金・還付加算金の利率の引下げ概要

		引下げ後の利率
延滞金	納期限の翌日から1か月を経過した日以後	特例基準割合+7.3% (26年中の割合は、9.2%)
	納期限の翌日から1か月を経過する日まで	特例基準割合+1.0% (26年中の割合は、2.9%)
還付加算金		特例基準割合 (26年中の割合は、1.9%)

●特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合です。

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々が受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区長賞】 樋口珠美(二葉小)	【墨田区長賞】 三枝瑞葵(第一寺島小)
【本所税務署長賞】 駒井綾音(緑小)	【向島税務署長賞】 橋本 駿(八広小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 中島 源(小梅小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 落合玲香(隅田小)
【墨田区教育委員会賞】 小林 玲緒音(横川小)	【墨田区教育委員会賞】 安達朱音(八広小)
【本所法人会長賞】 吉田梨乃(業平小)	【向島法人会長賞】 濱砂里帆(八広小)
【本所法人会女性部会長賞】 伊藤雄紀(二葉小)	【向島法人会女性部会長賞】 南 琴葉(隅田小)
【入選】 島崎澄也、高橋菊花(緑小)、鈴木海斗、高梨潤果(二葉小)、酒井杏奈(中和小)、吉田瑠那(言問小)、大川 まりあ、鈴木 沙也加(小梅小)、田原育実(業平小)、吉野 明日香(横川小)	【入選】 川上芽依(第三吾嬬小)、石垣志奈(第一寺島小)、小野正龍(第三寺島小)、北村勇太(隅田小)、富家 葵、和田 美々卯、古川 諒(八広小)、安藤晴南(東吾嬬小)、高間 萌、鷲尾美波(押上小)

給与所得控除の改正

給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)が設定され、平成25年分の給与支払額から適用されます。

■給与所得控除の改正概要

給与等の収入金額	給与所得控除額
65万円以下	収入金額(全額)
65万円超162万5000円以下	65万円
162万5000円超180万円以下	収入金額×40%
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超1000万円以下	収入金額×10%+120万円
1000万円超1500万円以下	収入金額×5%+170万円
1500万円超	245万円

●給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上の表にかかわらず所得税法別表第5により算出します。

ふるさと寄附金の控除額の見直し

都道府県・区市町村に対して寄附を行った場合(ふるさと寄附金といいます。)の住民税の寄附金税額控除にかかる特例控除額について、平成25年分から創設された国税の復興特別所得税額も所得税の寄附金控除により軽減されることに伴い、計算方法が見直されました。

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々が受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【全国納税貯蓄組合連合会会長賞】 澤田 姫(日大一中)	【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会会長賞】 村田 陽(吾嬬第二中)
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 伊藤優亜(錦糸中)	
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 鎗屋 亮(豎川中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 大石怜奈(吾嬬第一中)
【本所税務署長賞】 小山 遼太郎(安田学園中)、香野夏美(墨田中)	【向島税務署長賞】 笹部菜摘(吾嬬第二中)、鈴木 凜(寺島中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 奥田愛花(墨田中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 大久保 美咲(吾嬬第二中)
【墨田区長賞】 宮崎筆子(両国中)	【墨田区長賞】 外山愛海(文花中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 鳩貝 英梨佳(日大一中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 高野 慎太郎(立花中)、清水実里(桜堤中)
【東京税理士会本所支部長賞】 清水理名(都両国高附属中)	【東京税理士会向島支部長賞】 田邊春香(吾嬬第一中)
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 松下玲南、高橋輝可、入生田 妃奈(墨田中)、太田 碧、望月翔太、高師 沙耶佳、富田 夏織里(本所中)、伊藤佳代、佐藤 ちひろ、山本玲司(両国中)、川上 康志郎(豎川中)、岡田 恵利佳、佐藤 日菜子、竹村 美沙希(錦糸中)、谷治祐花、藤田来幸、假谷英鈴、薄井美佳(都両国高附属中)、宇和川 惣一郎、佐俣夏子(日大一中)、樋口大樹(安田学園中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 阿部深愛(吾嬬第一中)、澤本一志、水谷陽介(寺島中)、伊藤里佳、内田七海(立花中)、高須祐太、安田涼湖(文花中)、宮脇 寿々子、山田雄貴(桜堤中)

税についての問合せ先

■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など) 区民部税務課(区役所2階)

- ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等

▶納税相談

▶口座振替(自動払込)

▶課税(非課税)証明書・納税証明書

▶軽自動車税
- ☎5608-6135(課税係)

☎5608-6142(納税係)

☎5608-6133(税務係)

☎5608-6008(税務係)

☎5608-6134(税務係)
- *月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

■国税(所得税の確定申告、e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2)

▶向島税務署(東向島2-7-14)
- ☎3623-5171

☎3614-5231
- *国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用して直接、電子申告をすることもできます。

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4)

*個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方法人特別税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1271にお問い合わせください。